

旭川市障害者福祉施設等整備部会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人等が、旭川市障害者福祉施設等施設整備費補助金交付要綱による補助を受けて旭川市の障がい福祉計画に沿って整備をしようとする障がい者福祉施設等の補助対象事業を選考するため、旭川市社会福祉審議会条例施行規則（平成20年旭川市規則第24号）第4条第1項の規定により、旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会（以下「分科会」という。）に旭川市障害者福祉施設等整備部会（以下「部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 部会は、分科会に属する委員及び臨時委員から、次の各号に掲げる者6人をもって組織する。

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 障がい者福祉の学識経験及び知識を有する者 | 1人 |
| (2) 障がい者団体の関係者 | 1人 |
| (3) 障がい者福祉施設等の関係者 | 1人 |
| (4) 障がい者の地域生活支援に関わる者 | 2人 |
| (5) 公募委員 | 1人 |

(部会委員)

第3条 部会に属する委員（以下「部会委員」という。）の任期は、旭川市社会福祉審議会委員の任期とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、部会委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 部会委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第7条 第2条各号に掲げる部会委員に対する報酬等は、旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、福祉保険部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成２９年１１月２７日から施行する。